

あわらし監査委員告示第1号

地方自治法第199条第12項の規定により、監査指摘事項の措置状況を次のとおり公表する。

平成30年3月28日

あわらし監査委員 近藤 茂  
あわらし監査委員 向山 信博

記

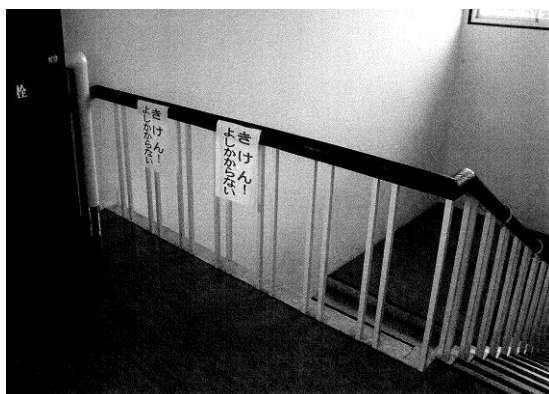
- 1 監査対象  
教育委員会 教育総務課（芦原中学校、北潟小学校、金津小学校）
- 2 措置内容  
別紙のとおり

①芦原中学校

監査の結果	措置の内容
学級費、PTA 費等にかかる徴収金管理について、現金出納簿、証拠書類等（請求書、領収書）に一部不備が見受けられた。また、現金の入出金時は根拠となる書類を十分確認し慎重に現金を取り扱うよう適切に努められたい。	現金出納簿の作成、証拠書類等の適切な管理を徹底する。また PTA 会計等、校内で作成する申請書や会計整理簿は簡略化せず必要事項を明記し適切に処理する。

②北潟小学校

監査の結果	措置の内容
学級費、PTA 費等にかかる徴収金管理について、証拠書類等（領収書）の記載に一部不備が見受けられた。今後、適正な事務処理に努められたい。	領収書の添付がなかったものについて、発行をお願いし添付した。また PTA 費の支出において明細書のないものは領収者に依頼し、明細書を作成し添付した。
校内 2 階の階段手すりにおいて安全管理上極めて危険な箇所が見受けられた。児童の安全確保の為に早急に対策を講じるよう努められたい。	監査実施当時 80 c m の高さであった 2 階の階段手すりを 120 c m に補強する工事を行った。



監査実施時 (80 c m)

→



工事後 (120 c m)

③金津小学校

監査の結果	措置の内容
学級費、PTA 費等にかかる徴収現金管理について、現金出納簿、証拠書類等（納品書、請求書、領収書）の記載	会計担当者だけでなく教職員全員に対し、指摘事項を細かく一覧表にして配布するとともに口頭でも徹底を促し

や保管に一部不備が見受けられた。今後、適正な事務処理に努められたい。

校内安全管理について、救助袋設置付近には障害物を置かない工夫を施す等、緊急時の避難の妨げにならないよう十分配慮されたい。また、ガス使用場所においてガス漏れ警報器の不備が見受けられたので、適正に設置されたい。

た。公金を扱っているという意識を持つことについて特に念を押した。

救助袋設置付近にグリーンカーテン用のネットがかぶっており速やかに取り出せない状況になっていたが、使用に影響がある部分は撤去した。また、ガス漏れ警報器を家庭科室に設置した。



グリーンカーテン除去後

薬品の管理室における、管理室、薬品棚の常時施錠、整理整頓、さらに薬品棚の転倒防止等の対策を早急に講じ、安全かつ適正な管理に努められたい。また薬品管理簿においては正確な数量を把握し、適正な在庫管理に努められたい。

休校となった学校から薬品棚の移管、転倒防止用部品取り付けにより対処した。



薬品棚移管後